

ふりと、ことなりとて、何のわろきことかあらん、さるをみくにのふりをはなれて、からのによりたる一もじの名も、これかれと見ええらるがへり、そはいみじきひがごとする人どもになん。

〔唐律疏議職十制〕諸府號官稱、犯祖父名、而冒榮居之。○中徒一年、○註略

疏議曰、府有正號、官有名稱、府號者、假若父名衛、不得於諸衛任官、或祖名安、不得任長安縣職之類、官稱者、或父名軍、不得作將軍、或祖名卿、不得居卿任之類、皆須自言、不得輒受。

〔和漢三才圖會九官位〕名音 諱音 字音

按字本朝所謂名乘、而多用二字、上爲父字、下爲母字、取用其一字、以爲子孫世世通字、如賴光賴家義家等是也、今多用張氏之韻鏡、考二字輕重、相生相剋及歸納之音訓用之、唯名用代代同名、庶子新名、

〔名字辨〕父の名をわかつて、其子どもがつき、

たこへば源爲義の子に、義朝爲朝、又義朝の子に、賴朝義經、又平經盛の子に、經政致盛など有がごとし、父祖の名をわかつて、子孫がつきしはつねの事なり、

たこへば源仲政の子に、賴政、孫に仲綱、又平時政の子に、義時、孫に政村など有がごとし、

〔二判問答〕一曩祖名字、令翻顛用之條、可爲如何哉、冷泉爲尹卿、政爲卿、字替其例候、不替字者、可有憚哉、

一字相替之上者、無子細、二字共同字者、不審、

〔刊謬正俗〕名字類

公諱諱子國、私諱諱子家、古之制也、本國自中世以降、世仍父祖之名、截其一字用之、稱曰通字、如足利氏世以義字冠名是也、

〔島津家譜〕天正八年八月略、中相良勢ツキ、○中島津平忠ノ幕下タルベキ旨降ズルニ依テ令赦

免義陽、○相則嫡子四郎太郎ヲ指上セ、元服シテ一字ヲ所望ス、依テ家字ノ忠ト云字ヲ授ケ、四